

第 5 回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2023 年 3 月 30 日 (木曜日)
午前11時

開催場所 富山市城北町 2 番36号
本社東館 2 階会議室

決議事項 議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

《株主の皆さまへのお願い》

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止のため、株主総会へのご出席を検討されている株主の皆さまにおかれましては、開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染予防にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

目次

第5回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	2
連結計算書類	25
計算書類	37
監査報告	43
議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類	49

2023年3月15日

株主の皆さまへ

富山市城北町2番36号
日本海ガス絆ホールディングス株式会社
代表取締役社長 新田 洋 太 朗

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の委任状用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年3月30日（木曜日） 午前11時
2. 場 所 富山市城北町2番36号 本社東館2階会議室
3. 目的事項

報告事項

1. 第5期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第5期（2022年1月1日から2022年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」に記載のとおりであります。

以 上

- ~~~~~
- （その他）・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出ください。
・当社ウェブサイト（<https://hd.ngas.co.jp>）においても、本通知を公開しております。なお、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、その旨を同ウェブサイトに掲載させていただきます。

〔提供書面〕

事業報告

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う制約が大幅に緩和され、経済社会活動の正常化も段階的に進んでおり、景気回復の兆しが見られました。しかしながら、ロシアのウクライナ侵攻に端を発する世界的な物価の高騰やサプライチェーンの混乱、金融引き締め等を背景に景気の下振れリスクも懸念され、国内外の経済の動向は依然として不透明感が拭えない状況にあります。

エネルギー業界におきましては、ガス・電力市場の小売全面自由化による競争が一層厳しさを増す中、地球温暖化問題解決のための政府の宣言する2050年カーボンニュートラル社会実現に向けて、脱炭素社会を目指す動きがこれまでも増して広がりを見せています。また、急激な円安の進行によるLNGをはじめとする化石燃料の高騰と需給の逼迫が続いていることから、世界的なエネルギー安全保障の重要性が認識され、国内外を問わずエネルギーの安定供給の確保が叫ばれております。

このような事業環境の下、日本海ガス絆ホールディングスグループ（以下、当社グループ）は、2030年の当社グループの目指すべき姿を示した「NEXT Vision」実現のための、2022～2024年の3ヵ年で達成すべき目標や経営ビジョンを取りまとめた、新たな中期経営計画の初年度を迎え、既存事業の強化・拡大と新規事業の創出・育成を経営課題解決の柱としてグループ全体で取り組んでまいりました。

当期における具体的な取り組みといたしまして、既存事業の強化と総合エネルギー化の分野におきましては、産業用のお客さま先への太陽光発電システム第三者所有モデル（PPA）の導入を進めたほか、カーボンニュートラル都市ガスに続き、カーボンニュートラルLPガスの供給を開始し、CO₂削減と脱炭素社会の実現に貢献する施策を推進してまいりました。また、今後のEV関連サービス参入への布石となるEVスマート充電サービスの実証事業を開始いたしました。

トータルライフ事業の分野におきましては、12月に飲食店事業と乳幼児食品販売を手掛ける新会社「株式会社TOSUMOライフスタイル」を設立し、「食」を中心としたサービスの提供を開始いたしました。

新事業創出の分野におきましては、新事業へ進出する起業家への支援を目的とする、第4回ビジネスプランコンテストを開催し、地域内外の起業家との連携を強化いたしました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は323億6千7百万円（前連結会計年度比29.7%増）、営業利益は9億円（前連結会計年度比39.6%増）、経常利益は10億7千4百万円（前連結会計年度比36.5%増）、特別損失の計上により親会社株主に帰属する当期純利益は3億2千6百万円（前連結会計年度比35.5%減）となりました。

事業セグメント別の概況は次のとおりであります。

ガス及びLPG事業

当連結会計年度末における都市ガスお客さま戸数は、新設住宅着工戸数が前連結会計年度と比較して減少する中で、新規に1,026戸開発したことに加え、経済回復による人の動きの活発化、大型マンションの開発等により、前連結会計年度末に比べ106戸増加し、60,893戸となりました。都市ガスお客さま戸数が、前連結会計年度末を上回るのは、2000年以来22年振りとなります。

また、LPガスお客さま戸数は、新規に1,343戸開発いたしました。その結果、前連結会計年度末に比べ563戸増加し、37,860戸となりました。

都市ガスとLPガスを合わせたお客さま戸数は、98,753戸となり、前連結会計年度末に比べ669戸増加いたしました。

都市ガスの販売量につきましては、家庭用では、冬期が前年に比べ暖冬であったことなどにより、前連結会計年度に比べ2.9%減の14,644千 m^3 となりました。商業用では、経済回復や行動制限解除の影響により、同5.3%増の7,402千 m^3 、その他用では、一部の大口お客さまの設備稼働増などにより、同6.0%増の10,893千 m^3 となりました。一方、工業用では、原材料の高騰や納期遅延による設備稼働減及び原料費の高騰による使用控えなどにより、同1.8%減の84,568千 m^3 となりました。また、卸売では、卸供給先の需要減により、同5.4%減の11,549千 m^3 となりました。その結果、総販売量は前連結会計年度に比べ1.3%減の129,058千 m^3 となりました。

LPガスの総販売量は前連結会計年度に比べ0.7%減の44,140トンとなりました。これを小売の用途別にみますと、家庭用は、同2.5%減の7,425トン、商業用は、同2.5%増の4,917トン、工業用は、同量の20,967トン、その他用は、同3.2%増の2,820トンとなりました。また、卸売では、同3.7%減の8,009トンとなりました。

その結果、ガス及びLPG事業の売上高は239億1千1百万円となり、前連結会計年度に比べ65億6千8百万円増加いたしました。

工事及び機器販売事業

ガス機器の販売につきましては、ガス給湯器やコンロ類の納期遅延が続く中、接点業務機会に加えWeb・SNSなどのデジタル接点を活用し、年間を通した最新ガス機器や環境配慮型機器の商品PR、燃料転換や経年機器取替の促進を図りました。秋には第60回目となるガス展を開催し、Web会場の充実に加え、感染防止策を施しながら3ヵ所の会場を設け、特別価格商品の設定、多彩なイベント等を実施いたしました。また9月には前年に引き続き、富岩運河環水公園を会場に「とやまみらいフェス2022」を開催し、SDGsへの取り組みやカーボンオフセットを活用した地域密着型のイベントや人気飲食店によるマルシェに、多くのご来場をいただきました。こうした販促活動の結果、工事及び機器販売事業の売上高は18億5千3百万円となり、前連結会計年度に比べ2億4百万円の増加となりました。

設備工事業

主にガス導管工事の増加により、設備工事業の売上高は11億2百万円となり、前連結会計年度に比べ1億2千万円の増加となりました。

建築設備事業

空調機器の売上増加により、建築設備事業の売上高は60億3千4百万円となり、前連結会計年度に比べ5億2千3百万円の増加となりました。

その他事業

LNG販売量及び単価の増加により、その他事業の売上高は13億5千万円となり、前連結会計年度に比べ1億7千1百万円の増加となりました。

企業集団の事業セグメント別売上高

事業の種類別セグメントの名称	売上高	構成比
ガス及びLPG事業	23,911 ^{百万円}	69.8%
工事及び機器販売事業	1,853	5.4
設備工事事業	1,102	3.2
建築設備事業	6,034	17.6
その他事業	1,350	4.0
合計	34,252	100.0
セグメント間取引消去	△1,884	-
連結	32,367	-

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は、15億8千2百万円となり、その主なものは都市ガス及びLPガスのガス導管敷設工事であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の損益及び財産の状況

区 分	2019年度 (第2期)	2020年度 (第3期)	2021年度 (第4期)	2022年度 (当連結会計年度) (第5期)
売 上 高	千円 25,968,491	千円 23,757,287	千円 24,952,332	千円 32,367,896
経 常 利 益	千円 1,117,984	千円 616,724	千円 787,755	千円 1,074,929
親会社株主に帰属する 当期純利益	千円 717,264	千円 355,949	千円 506,322	千円 326,553
1株当たり当期純利益	円 65.94	円 32.72	円 46.54	円 30.02
総 資 産	千円 31,902,371	千円 30,773,200	千円 33,172,978	千円 34,136,317
純 資 産	千円 18,121,958	千円 18,335,330	千円 20,284,070	千円 20,776,079

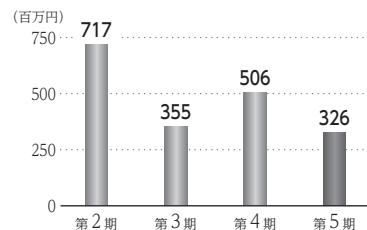
■ 売上高



■ 経常利益



■ 親会社株主に帰属する当期純利益



■ 1株当たり当期純利益



■ 総資産



■ 純資産



(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日 本 海 ガ ス 株 式 会 社	千円 100,000	% 100.0	ガス事業 液化天然ガス・液化石油ガス及びその 他高圧ガスの製造、供給、販売 ガス機器の製作、販売及び賃貸 建築工事、土木工事、管工事の設 計、施工及び監理 空調、冷暖房、厨房、浴槽、衛生等 の設備機器の製作、販売、修理及び 賃貸
株 式 会 社 サ プ ラ	49,750	100.0	冷暖房空調設備の設計並びに販売・ 保守 管工事の設計・施工 土木・電気工事の設計・施工・請負
株 式 会 社 モ ッ ト 日 本 海 ガ ス	30,000	100.0	住宅設備の設計・施工及び機器の販 売・修理 建築工事、大工工事、内装工事、管 工事の設計、施工及び監理 ガスの開閉栓・点検などの業務の請 負 車両・〇A機器などのリース・割賦 販売 損害保険代理店業 不動産の賃貸・管理
株 式 会 社 テ ル サ ウ ェ イ ズ	30,000	100.0	一般貨物自動車運送事業 天然ガスの配送・充填 液化石油ガス充填所の保安管理な どの業務の請負
株 式 会 社 G ・ テ ッ ク	29,000	62.0	都市ガス・LPガス供給設備の設 計・施工 水道工事・消雪設備の設計・施工 土木・建設工事の設計・施工

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりです。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	特定完全子会社の株式 の帳簿価額の合計額	当 社 の 総 資 産 額
日本海ガス株式会社	富山県富山市城北町2番36号	9,173,179千円	17,648,298千円

(4) 対処すべき課題

2023年は、昨年策定いたしました「2022グループ中期経営計画」の2年目になります。激変する事業環境の中で当社グループが持続的に成長を遂げていくため、2030年の当社グループの目指すべき姿を示した「NEXT Vision」に基づき、継続して以下の5つの経営課題に当社グループ全体で取り組んでまいります。

① グループ社員の成長支援と多様な働き方への対応

当社グループが持続的に成長していくためには、グループ社員の成長が最重要課題となります。グループ社員一人ひとりの更なる成長を目指し、直属の上司だけでなく、取締役や他部門の部長職が部門横断で人材育成に取り組む人材育成委員会の運営の継続やグループ全体での社員教育体制の確立等により、引き続きグループ社員の成長を支援してまいります。また、当社グループにとって最も重要なリソースである人材を適正に配置し、各事業における業務遂行能力の強化を目指し、グループ会社間の労働条件や処遇の統一に取り組んでまいりました。引き続き、社員が活躍できる新たな人事制度の導入について取り組んでまいります。

昨年、高齢化社会の進展による介護の増加等による社員のライフスタイルの変化に応じた働き方の提供と優秀な人材の確保を目的に、フレックス制度やテレワーク制度を導入いたしました。この制度の定着を目指して制度や運用方法の見直しを実施するとともに、副業人材の活用についても取り組むことにより、グループ社員が働きやすい職場環境の整備と優秀な人材の確保という2つの課題に取り組んでまいります。

② 既存事業の収益力向上と規模の拡大

当社グループが持続的に成長するためには、既存事業が成長しグループ全体の成長を支えることが重要となります。既存事業が成長するためには、「2022グループ中期経営計画」で掲げた目標達成が必須となりますが、目標達成に向けた様々な取り組みが正しいかどうかについて常に確認しながら業務を遂行する必要があります。

そのため、「2022グループ中期経営計画」の策定にあわせ、昨年度よりグループ全体で取り組みに対する進捗会議を毎月開催しています。定期的な進捗確認によって、柔軟かつスピード感をもって業務に取り組むことで目標達成につなげてまいります。

また、業務のデジタル化だけでなくDXを推進するため、今年度よりDX推進部を新たに設置いたしました。これまで取り組んできましたデジタルによる業務効率化だけでなく、多様なお客さまニーズへの対応やお客さまとの新たな接点機会の創出といった、これまでの業務を抜本的に見直すことにより、既存事業の収益力向上と規模の拡大につなげてまいります。

③ 総合エネルギーグループへの進化

総合エネルギーグループへの進化は、当社グループの経営理念にも掲げられており、当社グループが取り組むべき重要な課題となります。

総合エネルギーグループへの進化においては、エネルギーの安定供給だけでなく、お客さまの省エネルギーや低・脱炭素化への貢献といった、エネルギーに関するお客さまの課題解決に対応することが求められます。

これまで、省エネ診断・燃料転換・コージェネの導入等によりお客さまの省エネと低炭素化に貢献してまいりましたが、今後はPPAやカーボンニュートラルガス等の様々なサービスを組み合わせることによって、脱炭素化への取り組みだけでなく災害発生時のレジリエンス向上にも貢献してまいります。

また、昨年12月には日本海ガス株式会社の構内にソーラーカーポートを設置して社用車の一部に電気自動車（EV）を導入し、今後の普及加速が見込まれるEVへの充電を最適化し、再生可能エネルギーを最大限活用するソリューションの構築を目指す実証事業を開始いたしました。

当社グループがこれまで培ってきた技術やノウハウだけでなく、新たな知見を獲得しながらお客さまのニーズを先取りした様々なサービスを拡充し、お客さまの脱炭素化への取り組みをサポートする脱炭素コンサル事業や、設備設計・施工・メンテナンス・ファイナンスをトータルで提供するエネルギーサービス事業の展開を目指してまいります。

引き続き、グループ各社が協力して総合エネルギーグループへの進化に取り組み、お客さまのご期待に応えることによって、これまで以上にお客さまとの関係を深化させながら地域課題の解決にも貢献してまいります。

④ トータルライフ事業の実現

当社グループの経営理念である「快適で豊かなくらしの創造」を実現するためには、地域の皆さまの暮らしを快適で豊かにするための様々な事業やサービスの提供が必要です。

当社グループにおいて暮らしの中心である「住居」を担うハウジング事業につきましては、本年1月に「株式会社TOSUMO建築設計」として独立し、新たな一歩を踏み出しました。引き続き「Light your life～暮らしを灯す～」をミッションとし、新会社設立を機にこれまでのリフォーム事業だけでなく、新築事業・リノベーション事業にも本格的に取り組むことによって、地域の皆さまへ快適な住空間の提供を目指してまいります。

また、昨年12月に「株式会社TOSUMOライフスタイル」を設立し、暮らしを豊かにする「食」を提供する、飲食店事業・食品販売事業を開始いたしました。

飲食店事業においては、美味しい食事の提供により、地域の皆さまを笑顔にすると共に、地域の賑わいの創出にも貢献してまいります。

食品販売事業においては、湯煎や電子レンジ等で誰でも簡単に調理できる乳幼児食を提供し、負担の大きい「食」をサポートすることによって子育て世代の暮らしを支えてまいります。

新会社を着実に運営して独り立ちさせて安定させると共に、今後も暮らしに関わる様々な事業やサービスを探索・検討のうえで展開することによって、地域の皆さまの「快適で豊かなくらし」に貢献してまいります。

⑤ 新たな事業の創出

「NEXT Vision」においては、既存事業を成長させながら新たな事業領域にも進出することにより、連結売上高に占めるガス及びLPG事業以外の売上比率を50%以上にするという、非常に高い目標を掲げています。

この目標達成のためには、グループ内から新たな事業を独自に創出するだけでなく、様々な関係者と協力して事業を構築していくことが必要不可欠であると考えています。

そのため、株式会社日本海ラボがグループのオープンイノベーションを推進する役割を担い、スタートアップ企業との協業等を目的とした「アクセラレータープログラム」を開催いたします。

このプログラムにおいては、既存事業の周辺領域を中心に、当社グループのリソースを活用して展開可能な新たな事業やサービス等を共同で開発し、当社グループの事業規模と領域を拡大していくと共に、新たな事業領域への進出についても検討してまいります。

また、M&A等の投資につきましても、積極的に案件を模索して、取り組んでまいります。

今後も当社グループは、グループの課題解決だけでなく、地方自治体様等とも協力しながら地域課題の解決にも取り組み、地域社会の持続的な発展に貢献し地域と共に成長し続けていきたいと考えています。

(5) 主要な事業内容 (2022年12月31日現在)

事業内容	主要な商品・製品・役務
ガス及びLPG事業	都市ガス・LPガスの製造、供給及び販売等
工事及び機器販売事業	ガス工事の請負、ガス機器等の販売及び修理等
設備工事事業	ガス及び水道工事、消雪工事の設計・施工
建築設備事業	空調給排水衛生設備工事、建築工事、大工工事、内装工事等の設計、施工及び監理等
その他事業	高圧ガス及び石油製品等の販売、液化石油ガス等の輸送、一般貨物運送、リース、損害保険代理業、不動産の賃貸及び管理等

(6) 主要な事業所 (2022年12月31日現在)

事業部門	主要な事業所	
当 社	本 社	富山市城北町
日 本 海 ガ ス 株 式 会 社	本 社	富山市城北町
	支 社	西部支社：射水市作道 金沢支社：金沢市松島
	営 業 所	高岡営業所：高岡市下伏間江 砺波営業所：砺波市宮丸 新川営業所：黒部市三日市 七尾営業所：七尾市万行町
	工 場	岩瀬工場：富山市上野新町
	ショールーム	ショールームPrego：富山市黒崎
株 式 会 社 サ プ ラ	本 社	富山市黒崎
	支 店	福井支店：福井市泉田町
	営 業 所	金沢営業所：金沢市森戸 松本営業所：松本市村井町南 長野営業所：長野市妻科
株 式 会 社 モ ッ ト 日 本 海 ガ ス	本 社	富山市清水町
	事 業 所	北店：富山市上野新町 東店：富山市清水町 南店：富山市黒崎 T O S U M O 建築事業部：富山市黒瀬北町
株 式 会 社 テ ル サ ウ ェ イ ズ	本 社	富山市中大久保
	営 業 所	岩瀬営業所：富山市上野新町 高岡営業所：高岡市内免
株 式 会 社 G ・ テ ッ ク	本 社	富山市上野新町

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

(7) 使用人の状況 (2022年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
ガス及びLPガス事業	234 (18)名	△6 (1)名
工事及び機器販売事業	53 (1)	△2 (0)
設備工事事業	35 (4)	2 (0)
建築設備事業	146 (2)	3 (△3)
その他事業	54 (2)	1 (0)
全社(共通)	68 (6)	11 (0)
合計	590 (33)	9 (△2)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時使用人数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 全社(共通)として記載されている使用人は、管理部門に所属しているものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
48 (1) 名	4 (△1) 名	43.4歳	18.2年

- (注) 1. 平均勤続年数は、出向元会社での勤続年数を通算しております。
2. 使用人数は就業人員であり、臨時使用人数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年12月31日現在)

借入先	借入額 残高
株式会社北陸銀行	1,133,096千円
株式会社富山銀行	877,500
株式会社日本政策投資銀行	864,000
株式会社富山第一銀行	471,604

2. 会社の状況

(1) 株式の状況 (2022年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 32,000,000株
- ② 発行済株式の総数 11,000,000株
(うち自己株式数 124,803株)
- ③ 株主数 582名
- ④ 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
ガスカンパニー社員持株会	991 <small>千株</small>	9.11%
新田八朗	554	5.09
株式会社北陸銀行	530	4.87
株式会社富山銀行	507	4.66
北日本放送株式会社	387	3.56
第一生命保険株式会社	368	3.38
ほくほくキャピタル株式会社	361	3.32
株式会社富山第一銀行	356	3.27
株式会社インテック	305	2.81
株式会社日本政策投資銀行	247	2.27

(注) 持株比率は自己株式124,803株を控除して計算しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2022年12月31日現在)

氏 名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
新 田 洋 太 朗	代表取締役社長	日本海ガス株式会社 代表取締役 株式会社日本海ラボ 代表取締役社長
平 田 純 一	代表取締役副社長	社長補佐、総合企画部・内部監査室 トータルライフ事業推進室 各担当 日本海ガス株式会社 代表取締役副社長
武 内 繁 和	取 締 役	武内プレス工業株式会社 代表取締役社長
菅 野 克 志	取 締 役	高岡ガス株式会社 代表取締役社長
瀧 脇 俊 彦	取 締 役	北日本放送株式会社 代表取締役社長
高 橋 康 志	取 締 役	三井物産株式会社 アドバイザー
猛 尾 真 次	取 締 役	株式会社サプラ 代表取締役社長
土 屋 誠	取 締 役	日本海ガス株式会社 代表取締役社長 エネシップ株式会社 代表取締役社長
岡 本 武	取 締 役	経理部・人事広報部 各担当
市 川 伸 彦	取 締 役 (常勤監査等委員)	
麦 野 英 順	取 締 役 (監査等委員)	株式会社北陸銀行 特別顧問
村 田 諭	取 締 役 (監査等委員)	日本海ガス株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役武内繁和、菅野克志、瀧脇俊彦、高橋康志、市川伸彦、麦野英順の各氏は社外取締役であります。
2. 情報収集を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために市川伸彦氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 常勤監査等委員市川伸彦、監査等委員麦野英順、村田諭の各氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査等委員市川伸彦氏、監査等委員麦野英順氏は金融機関での長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - ・監査等委員村田諭氏は、長年にわたり当社グループの経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。

② 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社グループ8社の全役員（取締役、監査役）であり、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

③ 取締役の報酬等

i. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は2021年3月30日開催の取締役会において、取締役（監査等委員を除く。以下「取締役」）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針に基づき決定されていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(a)基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

(b)金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬と一定の時期に支給される賞与とし、役位、職責に応じて当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。ただし、賞与については、当期純利益（連結）が赤字の場合には支給しないものとする。

(c)取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬における賞与の総額に占める割合は、概ね1割弱とする。

(d)取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長新田洋太郎がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の固定報酬及び賞与の額の決定とする。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

ii. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	153,592 (12,000)	143,512 (9,600)	10,080 (2,400)	9 (4)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	31,240 (17,120)	28,840 (15,620)	2,400 (1,500)	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	184,833 (29,120)	172,353 (25,220)	12,480 (3,900)	12 (6)

(注) 2020年3月30日開催の第2回定時株主総会において、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額を年額240百万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。)、取締役 (監査等委員)の報酬限度額を年額40百万円以内と決議いただいております。

当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の員数は10名 (うち社外取締役4名)、監査等委員である取締役の員数は3名 (うち社外取締役2名)であります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役武内繁和氏は、武内プレス工業株式会社の代表取締役社長であります。当社の連結子会社である日本海ガス株式会社は同社へLPガスの販売等を行っております。
- ・社外取締役菅野克志氏は、高岡ガス株式会社の代表取締役社長であります。当社の連結子会社である日本海ガス株式会社は同社へ都市ガスの卸売等を行っております。
- ・社外取締役瀧脇俊彦氏は、北日本放送株式会社の代表取締役社長であります。北日本放送株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役高橋康志氏は、三井物産株式会社のアドバイザーであります。三井物産株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役 (常勤監査等委員) 市川伸彦氏は、株式会社日本政策投資銀行の出身であります。株式会社日本政策投資銀行は当社の大株主であり、当社の連結子会社である日本海ガス株式会社は同行との間に資金の借入等の取引関係があります。

- ・社外取締役（監査等委員）麦野英順氏は、株式会社北陸銀行の特別顧問であります。株式会社北陸銀行は当社の大株主であり、当社の連結子会社である日本海ガス株式会社は同行との間に資金の借入等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 武内 繁 和	当事業年度に開催された取締役会8回の全てに出席いたしました。包装容器製造業の経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役 菅野 克 志	当事業年度に開催された取締役会8回の全てに出席いたしました。ガス事業の経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役 瀧脇 俊 彦	当事業年度に開催された取締役会8回の全てに出席いたしました。放送業界の経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、取締役会において、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
社外取締役 高橋 康 志	当事業年度に開催された取締役会8回の全てに出席いたしました。大手総合商社における豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。また、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

	出席状況、発言状況及び 社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役（常勤監査等委員） 市川伸彦	<p>当事業年度に開催された取締役会8回の全てに、また、監査等委員会3回の全てに出席いたしました。</p> <p>金融業界での豊富な経験に基づく高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>
社外取締役（監査等委員） 麦野英順	<p>当事業年度に開催された取締役会8回の全てに、また、監査等委員会3回の全てに出席いたしました。</p> <p>金融機関の経営者としての豊富な経験に基づく高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っており、監査等委員会において、当社のコーポレート・ガバナンス体制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>

(3) 会計監査人の状況

- ① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,800千円

(注) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、会計監査人の会計監査計画の監査日数や内容などを検討し、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社子会社である日本海ガス株式会社は、会計監査人に対して、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき作成した託送収支計算書に関して、合意された手続業務を非監査業務として委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があり、当社の会計監査人であることにつき当社にとって重大な支障があると判断したときには、会社法第340条の規定により監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人の解任を決定いたします。

また、そのほか会計監査人であることにつき支障があると判断されるときには、株主総会に提出する解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(業務の適正を確保するための体制についての決定内容)

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る当社グループの業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）を以下のとおり整備し運用する。

① 取締役の職務執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制

- i. 当社グループにおけるコンプライアンス体制の基盤として「グループ企業行動指針」を遵守する。
- ii. 取締役会の経営意思決定機能と監督機能を強化するため、適正な数の社外取締役を選任する。
- iii. 取締役会は「取締役会規程」に基づき、当社グループにおける内部統制の整備に係る基本方針を決定する。
- iv. 代表取締役は、取締役会が決定した基本方針に基づき、内部統制を整備する役割と責任を負う。
- v. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、当社グループの経営に重大な影響を及ぼす事項を発見した場合には、遅滞なく取締役会及び監査等委員会等に報告する。
- vi. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に対し、監査等委員会が「監査等委員会監査等基準」に基づき監査する体制とする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報（取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書等）については、「文書管理規程」「情報セキュリティ基本規程」及びその関連規程に基づき、その保存媒体に応じて、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- i. 取締役会は、法令・定款及び「取締役会規程」が定める取締役会付議事項を決議する。また事前審議を要する事項、その他経営に係わる重要事項については、経営会議を原則として毎月開催するほか、必要に応じて適宜開催し審議する。
- ii. 取締役会の決定に基づく業務執行については、「職務権限規程」において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。
- iii. 代表取締役は、「取締役会規程」の定めに従い、業務執行の状況を取締役に報告する。
- iv. 取締役会は、「中期経営計画」を策定し、それに基づく主要経営目標を設定する。併せて年度毎の部門別・関係会社別目標を設定し、実績を管理することにより、効率的かつ効果的な取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を確保する。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i. 取締役会は「危機管理規程」に基づき、業務執行に係る重要リスクとして「経営が関与すべき重要リスク」を特定する。また、取締役会は毎年、「経営が関与すべき重要リスク」を見直す。
 - ii. 投資、出資、融資、及び債務保証に関する案件に対しては、当社グループの中核的事業会社である日本海ガス株式会社の投資委員会において採算性及びリスク評価を行い、その結果を踏まえて経営会議または取締役に付議する。
 - iii. 自然災害、ガスの製造設備・供給設備等の支障等の不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に従い所定の体制を整備し、迅速かつ適切な対応を図る。
 - iv. 部門、関係会社が、業務遂行に伴うリスクを自ら把握し、対応策を自ら策定・実施しリスクを管理する体制とすると共に、内部監査の実施により未然に損失の発生を防止する。
 - v. 個人情報保護に関して、関連規程を制定しその実践・遵守の体制を整備する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令・定款等に適合することを確保するための体制
 - i. 使用人は「職務規程」「職務分掌規程」「職務権限規程」に基づき適切に職務を執行する。なお、重要な職務の執行については経営会議において審議または報告し、適宜取締役会に報告する。
 - ii. 使用人の職務執行における法令・定款等の遵守を確保するため内部監査室を置く。内部監査室は「内部監査規程」及び「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンスを含む業務全般の内部監査を実施し、結果を経営会議及び監査等委員会等に報告する。
 - iii. 適宜、コンプライアンス研修会を実施し、コンプライアンスの周知を徹底する。また、法令・定款違反その他コンプライアンスに関する疑義のある行為等についての相談窓口として「コンプライアンスデスク」を設置する。
- ⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i. 「関係会社管理規程」を定め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が関係会社の株主権行使に関する事項等重要事項についての承認、報告受領等を通じて関係会社の管理を行う体制とする。
 - ii. 関係会社に明確な経営目標を設定し、その進捗度・達成度を定量的・定性的に評価する業績管理を行う。
 - iii. 関係会社が、当社の管理その他の点で、法令・定款違反その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、内部監査室等当社の適切な部門へ報告する体制とする。また、上記問題に対し、関係会社取締役及び関係会社監査役は善良なる管理者としての注意義務を負う。
 - iv. 関係会社の取締役及び使用人が、関係会社における法令・定款違反その他コンプライアンスにかかわる重要な事項を発見した場合には、遅滞無く内部監査室に報告し、内部監査室は監査等委員会等に報告する。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
 - i. 監査等委員会の職務を補助するため、必要に応じて業務執行から独立した専任者を置く。
 - ii. 専任者は、監査等委員会の指揮命令のみに従い、当社及び関係会社の取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑧ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに関係会社の取締役、使用人等が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、及びその他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - i. 監査等委員会が、その職務の執行に必要な事項に関して随時、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に対して報告を求めることができる体制とする。
 - ii. 監査等委員が、随時、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と意見交換の機会を持つこと、重要な会議へ出席し必要がある場合と認めるときに適法等の観点から意見を述べること及び重要情報に関する情報を入手できることを保証する。
 - iii. 関係会社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款等に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査等委員会等にその内容を報告する。
 - iv. 監査等委員会が、会計監査人、関係会社監査役、内部監査室と連携することにより、監査の実効性を確保できる体制とする。
- ⑨ 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - i. 監査等委員会に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制として、「内部公益通報者保護規程」により通報者の保護について整備する。
 - ii. 「内部公益通報者保護規程」において、内部監査室及び社外弁護士を内部通報の窓口として設定する。
- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

取締役及び使用人は、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会生活の発展を妨げる反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むと共に、警察や弁護士と連携して組織的に対応する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 当社は、取締役会を8回開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、経營業績の分析・対策・評価を検討すると共に法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ② 内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社から成る当社グループの業務全般について内部監査を計画的に実施し、その結果を経営会議及び監査等委員に報告いたしました。なお、業務監査において業務上の不備が認められた場合は、被監査部署に対し、業務改善の実施を指示し、その結果を検証いたしました。
- ③ 内部監査室は、当社グループにおけるハラスメントに対する意識の啓発を図ることを目的に当社グループの役職員を対象にeラーニングによる研修を実施いたしました。
- ④ 内部監査室は、当社グループの役職員から法令・定款その他コンプライアンスに関して疑義のある行為について、随時、相談を受付け、適宜対処する等して、適正な職務執行体制の維持に努めました。
- ⑤ 当社は、当社及び中核的事業会社である日本海ガス株式会社及び株式会社サプラの管理職を対象にメンタルヘルス不調の防止を目的とした研修を実施いたしました。
- ⑥ 当社及び中核的事業会社である日本海ガス株式会社は、大規模地震により都市ガスの供給が停止した場合を想定した社内防災訓練を実施いたしました。
- ⑦ 当社グループは、個人情報や営業情報等の社外流出や不正利用、ウィルス感染を防止するため、ネットワーク監視ソフトを用いたモニタリングを継続して実施する等の対策を講じてまいりました。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は定款第35条に定める会社法第459条第1項の規定により取締役会に与えられた権限の行使に関しましては、財務の健全性・安定性・効率性を勘案しつつ、柔軟かつ機動的な資本政策実施の観点から行使していく方針であります。なお、自己の株式の取得については、業績や戦略的な投資の環境等を総合的に判断したうえで、適切に対応してまいります。

連結貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	負 債 の 部
固 定 資 産 有 形 固 定 資 産 製 造 設 備 557,851 供 給 設 備 7,837,157 業 務 設 備 2,120,943 そ の 他 の 事 業 設 備 2,881,905 建 設 仮 勘 定 332,156 無 形 固 定 資 産 158,307 そ の 他 の 無 形 固 定 資 産 158,307 投 資 そ の 他 の 資 産 8,857,656 投 資 有 価 証 券 7,724,899 長 期 貸 付 金 54,233 繰 延 税 金 資 産 786,074 そ の 他 の 投 資 360,222 貸 倒 引 当 金 △67,772 流 動 資 産 11,390,338 現 金 及 び 預 金 4,882,518 受 取 手 形、売 掛 金 及 び 契 約 資 産 4,760,555 商 品 及 び 製 品 25,264 仕 掛 品 380,936 原 材 料 及 び 貯 蔵 品 506,879 そ の 他 の 流 動 資 産 840,666 貸 倒 引 当 金 △6,483	固 定 負 債 5,509,498 社 債 60,000 長 期 借 入 金 1,811,560 退 職 給 付 に 係 る 負 債 1,631,541 ガ ス ホ ル ダ ー 等 修 繕 引 当 金 69,630 繰 延 税 金 負 債 1,888,802 そ の 他 の 固 定 負 債 47,964 流 動 負 債 7,850,739 一 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債 874,640 買 掛 金 3,615,668 未 払 金 1,124,195 未 払 法 人 税 等 321,497 賞 与 引 当 金 296,988 短 期 借 入 金 700,000 そ の 他 の 流 動 負 債 917,748 負 債 合 計 13,360,237 純 資 産 の 部 株 主 資 本 16,377,636 資 本 金 679,500 資 本 剰 余 金 10,127,504 利 益 剰 余 金 5,606,743 自 己 株 式 △36,110 そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 4,335,176 そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 4,327,347 退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額 7,828 非 支 配 株 主 持 分 63,267 純 資 産 合 計 20,776,079 資 産 合 計 34,136,317 負 債 ・ 純 資 産 合 計 34,136,317

連結株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		
	資 本 金	資 余 金	利 益 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 の 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計
当 期 首 残 高	679,500	10,127,529	5,249,227	△35,441	16,020,815	4,181,933	13,695	4,195,629
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			85,351		85,351			
会計方針の変更を 反映した当期首残高	679,500	10,127,529	5,334,578	△35,441	16,106,167	4,181,933	13,695	4,195,629
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当			△54,388		△54,388			
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			326,553		326,553			
自 己 株 式 の 処 分		△25		68	43			
自 己 株 式 の 取 得				△738	△738			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						145,413	△5,867	139,546
当 期 変 動 額 合 計	-	△25	272,164	△669	271,469	145,413	△5,867	139,546
当 期 末 残 高	679,500	10,127,504	5,606,743	△36,110	16,377,636	4,327,347	7,828	4,335,176

	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 計
当 期 首 残 高	67,625	20,284,070
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額		85,351
会計方針の変更を 反映した当期首残高	67,625	20,369,422
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△54,388
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		326,553
自 己 株 式 の 処 分		43
自 己 株 式 の 取 得		△738
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△4,357	135,188
当 期 変 動 額 合 計	△4,357	406,657
当 期 末 残 高	63,267	20,776,079

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連結子会社の数

5社

連結子会社の名称

日本海ガス(株)

(株)サプラ

(株)モット日本海ガス

(株)テルサウエイズ

(株)G・テック

②非連結子会社の状況

非連結子会社の名称

(株)北雄ホームサービス他5社

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社6社は、いずれも小規模であり、各社の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社6社（(株)北雄ホームサービス他5社）及び関連会社3社（(株)北陸燃商他2社）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

 その他有価証券

 市場価格のない株式等

 以外のもの

 市場価格のない株式等

棚卸資産

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

移動平均法による原価法

主として製品、原料は総平均法による原価法、仕掛品は個別法による原価法、貯蔵品は移動平均法による原価法（いずれも貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法

但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は主として貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ガスホルダー等修繕引当金

球形ガスホルダー等の修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額について、当連結会計年度までの期間対応額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

都市ガスの販売

ガス事業会計規則に基づき、定例的に実施する需要家に設置した計量器の検針により測定したガス使用量に基づき収益を認識する検針日基準を適用しております。

L P ガスの販売

約束した財、又はサービスの支配が顧客に移転した時点で収益を認識しております。検針日基準で収益を認識する取引について、決算月においては、検針日の翌日から決算日までの未検針期間に生ずるガス使用量を見積り、連結会計年度のガス使用量に基づく収益を認識しております。

ガス機器の販売

ガス機器が顧客により検収された時点において顧客が当該ガス機器に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客に検収された時点で収益を認識しております。

設備工事業及び建築設備事業

主に、ガス受注工事及び土木・管工事に係る収益であります。工事請負契約に関して、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、その進捗度を決算日までに発生した工事原価等が予想される工事原価等の合計に占める割合（原価比例法）により見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

上記いずれの取引も、支払条件につき、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理しております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

- (6) 会社計算規則（法務省令第13号）及びガス事業会計規則（通商産業省令第15号）に準じて、連結計算書類を作成しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、LPガス販売において、従来は検針日基準により収益を認識しておりましたが、決算月の検針日の翌日から決算日までの収益を見積り認識する方法に変更しております。

また、工事請負契約のうち、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、原価比例法を用いて進捗度を見積り、当該進捗度に基づき完成工事高及び完成工事原価を一定の期間にわたり認識しております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、当連結会計年度の売上高が11,524千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ8,514千円増加しております。また、利益剰余金の当期首残高は85,351千円増加しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示しております。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

繰延税金資産	786,074千円
--------	-----------

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1)有形固定資産の減価償却累計額	48,849,860千円
(2)受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額	
受取手形	237,893千円
売掛金	4,363,640千円
契約資産	159,020千円
(3)その他の流動負債のうち、契約負債の金額	
契約負債	314,325千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数及び自己株式の株式数に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当連結会計年度期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式 普通株式	11,000,000	—	—	11,000,000
自己株式 普通株式	122,238	2,725	160	124,803

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取請求によるものであり、減少は買増請求によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

2022年3月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	54,388千円
1株当たりの配当額	5円
基準日	2021年12月31日
効力発生日	2022年3月31日

②当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2023年3月9日開催予定の取締役会決議による配当に関する事項

配当金の総額	76,126千円
1株当たりの配当額	7円
配当の原資	利益剰余金
基準日	2022年12月31日
効力発生日	2023年3月31日

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については主として短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形、売掛金及び契約資産に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は、運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額777,636千円）は次表に含めておりません。また、現金及び預金、受取手形、売掛金及び契約資産、買掛金、短期借入金については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 投資有価証券	6,947,262	6,947,262	—
(2) 社債(注)	80,000	79,771	△228
(3) 長期借入金(注)	2,666,200	2,663,365	△2,834

(注)連結貸借対照表上、「一年以上以内に期限到来の固定負債」として計上されているものが含まれております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを利用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(イ)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	6,947,262	—	—	6,947,262
資産計	6,947,262	—	—	6,947,262

(注)上場株式は取引所の価格によっております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

(ロ)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	79,771	—	79,771
長期借入金	—	2,663,365	—	2,663,365
負債計	—	2,743,136	—	2,743,136

(注)元利金の合計額と当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率をもとに割引現在価値法により算定しており、その時価をレベル2に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

〔(4)会計方針に関する事項〕の「④重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,904円59銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 30円02銭 |

9. その他の注記

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

グループ	種類	場所	金額
ガス及びLPG事業資産	供給設備（ガス導管）	富山県高岡市	197,370千円

長期計画で敷設を進めてきた幹線導管について、当初計画に対し供給体制の変更、需要環境の変化が生じたことにより、敷設した当該資産の供用について再検討の結果、将来にわたり使用見込みがないという結論に至りました。

投資の回収が困難であるため、当該資産について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額はゼロとしておりません。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2022年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	420,342	流 動 負 債	129,553
現金及び預金	233,347	未払金	3,977
売掛金	56,885	未払費用	87,323
その他	130,109	未払配当金	933
固 定 資 産	17,227,955	未払法人税等	15,453
有形固定資産	205	預り金	6,535
工具器具備品	214	賞与引当金	2,812
減価償却累計額	△8	その他	12,518
投資その他の資産	17,227,750	固 定 負 債	1,888,725
投資有価証券	7,432,994	繰延税金負債	1,888,725
関係会社株式	9,787,403	負債合計	2,018,278
その他	7,352	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	11,316,034
		資 本 金	679,500
		資 本 剰 余 金	10,089,644
		資 本 準 備 金	335,565
		その他資本剰余金	9,754,078
		利 益 剰 余 金	583,001
		その他利益剰余金	583,001
		繰越利益剰余金	583,001
		自 己 株 式	△36,110
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	4,313,985
		その他有価証券評価差額金	4,313,985
		純 資 産 合 計	15,630,019
資 産 合 計	17,648,298	負 債 ・ 純 資 産 合 計	17,648,298

損益計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額										
営	業	収	益		889,926									
営	業	費	用		863,175									
	営	業	利	益	26,750									
営	業	外	収	益										
	受	取	利	息	39									
	受	取	配	当	金	114,026								
	雑		収	入	9,043	123,108								
営	業	外	費	用										
	雑		損	失	248	248								
	経	常	利	益		149,610								
特	別	利	益											
	そ	の	他	特	別	利	益	17,125	17,125					
特	別	損	失											
	投	資	有	価	証	券	評	価	損	1,549	1,549			
税	引	前	当	期	純	利	益			165,186				
	法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	4,500	4,500
当	期	純	利	益									160,686	

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

株主資本等変動計算書

(2022年1月1日から
2022年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その 他 有価証券 評価 差 額		評価・換算 差額等合計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合計	そ の 他 剰 余 金 繰 越 剰 余 金	利益剰余金 合計					
当 期 首 残 高	679,500	335,565	9,754,103	10,089,669	476,704	476,704	△35,441	11,210,432	4,166,999	4,166,999	15,377,431
当 期 変 動 額											
剰 余 金 の 配 当					△54,388	△54,388		△54,388			△54,388
当 期 純 利 益					160,686	160,686		160,686			160,686
自 己 株 式 の 取 得							△738	△738			△738
自 己 株 式 の 処 分			△25	△25			68	43			43
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)									146,985	146,985	146,985
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△25	△25	106,297	106,297	△669	105,602	146,985	146,985	252,587
当 期 末 残 高	679,500	335,565	9,754,078	10,089,644	583,001	583,001	△36,110	11,316,034	4,313,985	4,313,985	15,630,019

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格がない株式等
以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格がない株式等

移動平均法による原価法

(2) 重要な引当金の計上基準

賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

純粹持株会社として、子会社からの経営指導料、業務受託料及び配当金・利息収入を収益に計上しております。経営指導料等については、子会社との間で取り決めた経営指導事項等に基づき定常的に役務を提供することが履行義務であることから、提供する役務の進捗に応じて収益を認識することが合理的であると判断し、毎月一定の計算条件で算定した金額を収益として認識しております。また、配当金・利息収入については、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）等を適用しております。なお、子会社との間で定めた取引条件や支払条件の中に受領する対価に重要な変動をもたらす要素や重要な金融要素は含まれておりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	58,012千円
短期金銭債務	48,517千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業収益	889,926千円
営業費用	321,044千円
営業外収益	19千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式数 124,803株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の原因はその他有価証券評価差額金であります。

7. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(3)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

8. 関連当事者との取引に関する注記
子会社等

種類	会社等の名称	事業の内容及 又は職業	議決権等 の所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	日本海ガス(株)	ガス事業	直接 100.0 %	経営指導 業務の受託 役員の兼任 出向者受入	経営指導料の 受取 ※1	163,200	売掛金	48,576
					業務受託料の 受取 ※1	366,720		
					出向者負担金 ※2	279,764	未払費用	44,627

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

※1 経営指導料、業務受託料は、契約に基づき決定しております。

※2 出向者負担金は、出向元の給与を基準に双方協議の上、決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,437円21銭

(2) 1株当たり当期純利益 14円77銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

参考書類

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月28日

日本海ガス絆ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

富 山 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 池 田 裕 之
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 安 藝 眞 博

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本海ガス絆ホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本海ガス絆ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年2月28日

日本海ガス絆ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

富 山 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	池 田 裕 之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安 藝 眞 博

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本海ガス絆ホールディングス株式会社の2022年1月1日から2022年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年1月1日から2022年12月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月7日

日本海ガス絆ホールディングス株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 市川伸彦 ㊟

監査等委員 麦野英順 ㊟

監査等委員 村田 諭 ㊟

(注) 常勤監査等委員市川伸彦及び監査等委員麦野英順は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者

日本海ガス絆ホールディングス株式会社
代表取締役社長 新田 洋太郎

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

【参考】候補者一覧

氏名	地位、担当及び重要な兼職の状況	
新田 洋太郎	代表取締役社長 日本海ガス株式会社代表取締役 株式会社日本海ラボ代表取締役社長	再任
平田 純一	代表取締役副社長 社長補佐、内部監査室・総合企画部 DX推進部 各担当 日本海ガス株式会社代表取締役副社長	再任
武内 繁和	社外取締役 武内プレス工業株式会社代表取締役社長	再任 社外
菅野 克志	社外取締役 高岡ガス株式会社代表取締役社長	再任 社外
高橋 康志	社外取締役 三井物産株式会社アドバイザー	再任 社外
猛尾 真次	取締役 株式会社サブラ代表取締役社長	再任
土屋 誠	取締役 日本海ガス株式会社代表取締役社長 エネシップ株式会社代表取締役社長	再任
岡本 武	取締役 トータルライフ事業推進室・経理部・人事広報部 各担当	再任

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<p>新田洋太郎 (1984年9月14日生)</p> <p>再任</p>	<p>2016年3月 日本海ガス株式会社入社 2016年3月 同社技術本部副本部長兼企画室部長 2018年1月 同社エネルギーソリューション本部営業統括部長 2018年3月 同社取締役エネルギーソリューション副本部長兼営業統括部長 2020年1月 同社代表取締役(現任) 2020年1月 当社経営管理部長兼人材育成委員会部長 2020年3月 当社代表取締役社長(現任) 2020年6月 株式会社日本海ラボ代表取締役社長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 日本海ガス株式会社 代表取締役 株式会社日本海ラボ 代表取締役社長</p>	<p>193,836株</p>
<p>取締役候補者とした理由 当社及びグループ会社の取締役としてグループ全体の経営の指揮を執り、2020年3月より当社の代表取締役社長を務めております。企業経営者としての豊富な経験と共に経営全般に関する知見と能力を有し、さらなる企業価値の向上に貢献することが期待できることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>		
<p>平田純一 (1963年6月3日生)</p> <p>再任</p>	<p>1987年4月 日本海ガス株式会社入社 2008年4月 同社管理本部総務部長 2011年4月 株式会社モット日本海ガス代表取締役社長 2014年3月 日本海ガス株式会社取締役企画室長 2015年3月 同社取締役企画室長兼管理本部長 2017年3月 同社常務取締役企画室長兼管理本部長 2018年1月 同社常務取締役総務部担当 2018年1月 当社取締役経営管理部長 2019年3月 日本海ガス株式会社専務取締役 2020年3月 当社代表取締役副社長(現任) 2022年3月 日本海ガス株式会社代表取締役副社長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 日本海ガス株式会社 代表取締役副社長</p>	<p>10,200株</p>
<p>取締役候補者とした理由 当社及びグループ会社の取締役として長年にわたり経営の指揮を執り、2020年3月より当社の代表取締役副社長を務めております。企画部門を管掌する取締役として豊富な経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社グループの経営統括を担う最適な人物と判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
たけ うち しげ かず 武 内 繁 和 (1958年7月6日生) 再任 社外	1984年4月 武内プレス工業株式会社入社 1991年6月 同社代表取締役社長(現任) 1997年3月 日本海ガス株式会社社外取締役 2018年1月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 武内プレス工業株式会社 代表取締役社長	3,000株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 包装容器製造会社の経営者としての豊富な経験に基づく高い見識が当社の経営に資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者としたものであります。また、当該知見を活かして当社の業務執行に対する監督・助言等いただくことを期待したためであります。		
すが の かつ し 菅 野 克 志 (1965年10月21日生) 再任 社外	1997年4月 高岡ガス株式会社入社 2005年3月 同社代表取締役社長(現任) 2005年3月 日本海ガス株式会社社外取締役 2018年1月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 高岡ガス株式会社 代表取締役社長	1,000株
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 ガス会社の経営者としての豊富な経験に基づく高い見識が当社の経営に資するところが大きいと判断し、引き続き社外取締役候補者としたものであります。また、当該知見を活かして当社の業務執行に対する監督・助言等いただくことを期待したためであります。		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<p>たか 高 はし 橋 やす 康 し 志 (1958年12月23日生)</p> <p>再任 社外</p>	<p>1981年 4月 三井物産株式会社入社 2006年 4月 同社米州本部金属資源本部長兼米国三井物産SVP 2008年 4月 同社米州本部CAO兼米国三井物産SVP 2010年 4月 同社金属資源本部鉄鉱石部長 2011年 4月 同社執行役員金属資源本部長 2014年 4月 同社常務執行役員豪州三井物産社長 2016年 4月 同社専務執行役員米州本部長兼米国三井物産社長 2018年 4月 同社アドバイザー (現任) 2020年 3月 当社社外取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 三井物産株式会社 アドバイザー</p>	<p>—</p>
<p>社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要 大手総合商社における豊富な経験に基づく幅広い見識を有しており、戦略性のある適切な企業運営の実現に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役候補者としたものであります。また、当該知見を活かして当社の業務執行に対する監督・助言等いただくことを期待したためであります。</p>		
<p>たけ 猛 お 尾 しん 真 じ 次 (1962年 3月18日生)</p> <p>再任</p>	<p>1984年 4月 日本海ガス株式会社入社 2004年 3月 同社取締役総務部長 2005年 3月 同社取締役供給部長 2012年 3月 同社取締役技術本部長 2014年 3月 同社常務取締役技術本部長 2017年 3月 同社専務取締役技術本部長 2018年 1月 当社取締役 (現任) 2019年 2月 株式会社サプラ代表取締役専務 2020年 3月 同社代表取締役社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社サプラ 代表取締役社長</p>	<p>11,410株</p>
<p>取締役候補者とした理由 当社及びグループ会社の取締役として要職を歴任し、会社経営に関する豊富な経験、実績、見識を有していることから、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
つちやまこと 土屋 誠 (1963年9月24日生) 再任	1986年4月 日本海ガス株式会社入社 2007年7月 同社エネルギーソリューション本部リビング営業部長 2009年4月 同社エネルギーソリューション本部エネルギー営業部長 2011年3月 同社取締役エネルギーソリューション本部副本部長 2014年3月 同社取締役エネルギーソリューション本部長 2015年3月 同社常務取締役エネルギーソリューション本部長 2018年1月 当社取締役(現任) 2018年2月 日本海ガス株式会社専務取締役エネルギーソリューション本部長 2019年9月 エネシップ株式会社代表取締役社長(現任) 2020年1月 日本海ガス株式会社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況) 日本海ガス株式会社 代表取締役社長 エネシップ株式会社 代表取締役社長	10,420株
取締役候補者とした理由 当社及びグループ会社の取締役として長年にわたり経営に携わり、営業全般に関する豊富な経験と実績を有しており、さらなる事業の拡大に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。		

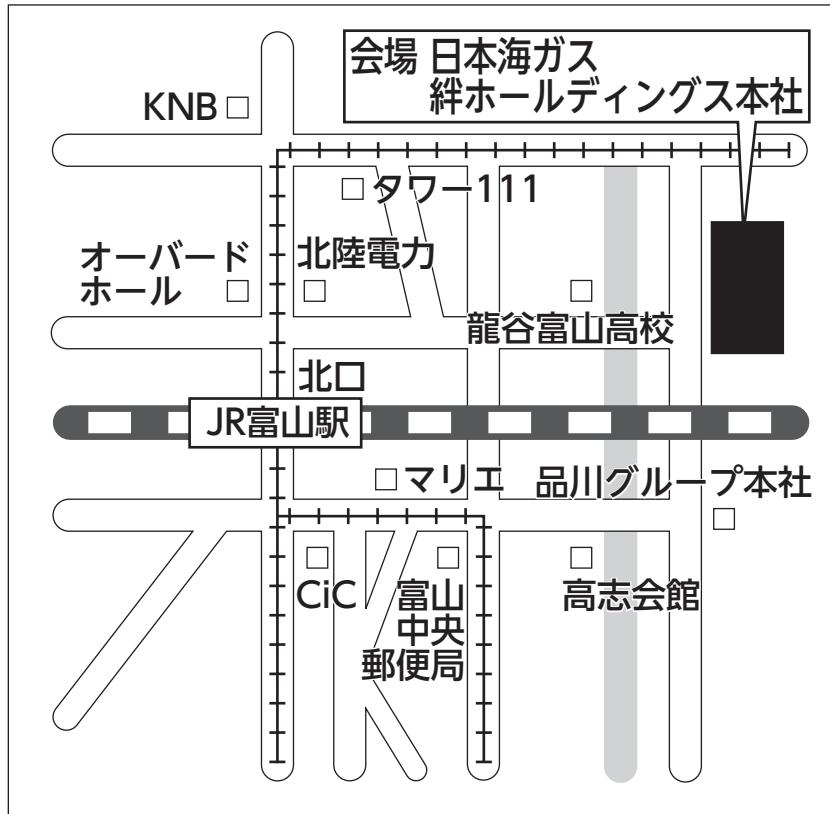
氏名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
<p>おがもと たけし 岡 本 武 (1963年12月22日生) 再任</p>	<p>1987年 4 月 日本海ガス株式会社入社 2010年 4 月 同社エネルギーソリューション本部営業統括部長 2015年 4 月 株式会社モット日本海ガス代表取締役社長 2020年 3 月 当社取締役総務人事経理担当 2021年 1 月 当社取締役経理部長兼総務人事担当 2022年 1 月 当社取締役経理部・人事広報部担当 2023年 1 月 当社取締役トータルライフ事業推進室・経理部・人事広報部 各担当 (現任)</p>	<p>2,210株</p>
<p>取締役候補者とした理由 当社及びグループ会社の取締役として長年にわたり経営の指揮を執り、管理部門を管掌する取締役として豊富な経験と知見を有しており、当社のさらなる企業価値の向上に貢献できる人物と判断し、引き続き取締役候補者としたものであります。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 武内繁和、菅野克志、高橋康志の各氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 武内繁和、菅野克志、高橋康志の各氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって武内繁和氏が5年2カ月、菅野克志氏が5年2カ月、高橋康志氏が3年であります。
 4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告の16頁に記載のとおりであります。各取締役候補者の選任が承認されますと引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 富山市城北町 2 番36号
本社 東館 2階会議室
電話 076-443-1812 (コーポレートグループ直通)



交通 J R 富山駅北口より徒歩約10分



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。